

大津市産後ケア事業



ご出産おめでとうございます。

大津市では、市内にお住まいのお子様とお母さんを対象に、大津市産後ケア事業を実施しています。「これからの育児が心配」など、ご自宅でのいろいろな育児不安を少しでも軽くして、赤ちゃんとの時間を楽しみましょう。



対象となる方

大津市に住民票があるお子様とお母さんと、母子ともに医療行為が必要でない、次のいずれかに当てはまる方

- ①自宅での育児に不安があり、相談やアドバイスが必要な方
- ②家事、育児などの日常生活を送ることが難しい方
- ③短期入所事業、通所事業：出産後4か月を経過していない方

(分娩予定日の21日前に出産の場合、出産予定日より4か月)

居宅訪問事業：出産後1年を経過していない方

- ④病院等への入院を要しない方

ケアのタイプと料金

☆短期入所事業(ショートステイ)☆

助産所や医療機関等に宿泊してケアを受けます。

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や産後の生活のアドバイス(乳房のケアも含む)
- ・沐浴や授乳など、育児の指導
- ・お母さんの睡眠時間の確保
- ・食事の提供



その他、育児の相談やアドバイスなど

▽料金：1日あたり 6,000円

▽1回当たりの利用時間：24時以内

☆通所事業(デイケア)☆

助産所や医療機関等に通って、ケアを受けます。

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や産後の生活のアドバイス(乳房のケアも含む)
- ・沐浴や授乳など、育児の指導
- ・食事の提供

その他、育児の相談やアドバイスなど

▽料金：1日あたり 3,000円

▽1回当たりの利用時間：8時間以内

☆居宅訪問事業☆

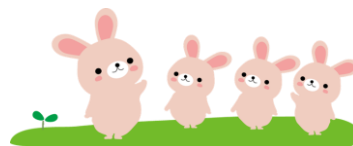
自宅に助産師が訪問し、必要なケアとアドバイスを実施します。(訪問先は大津市内が対象です。)

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や産後の生活のアドバイス(乳房ケアも含む)
- ・沐浴や授乳など、育児の指導

その他、育児の相談やアドバイスなど

▽料金：1回あたり1,400円

▽1回当たりの利用時間：3時間以内



利用回数

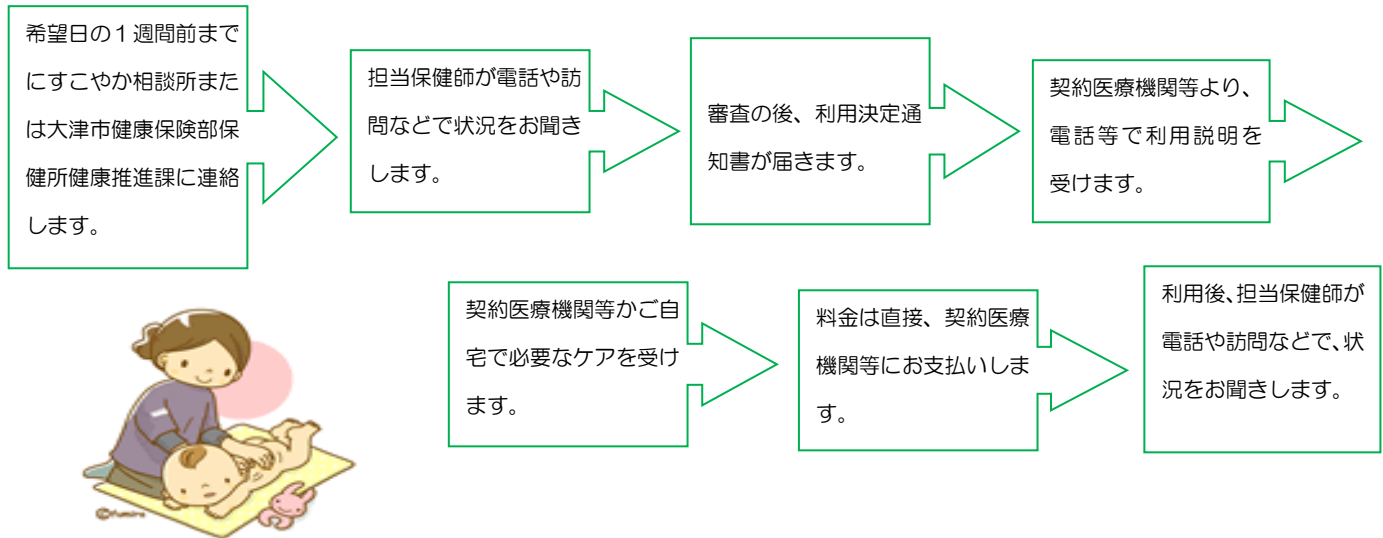
1回の分娩に対し、7回を限度に利用することができます。



申請から利用までの流れ

下記のすこやか相談所または大津市健康保険部保健所健康推進課へご連絡ください。

事前に面談を行い、大津市がこの事業による支援が必要であると認めた方に、あらかじめ事業説明したうえでご利用いただけます。



※審査とともに、契約医療機関等に受け入れ状況の確認をいたしますので、できるだけ利用を希望される日の1週間前まで（土日祝日、年末年始、時間外除く。）にご連絡ください。

※契約医療機関等や日程について、ご希望に添えない場合もあります。

お問い合わせ先

9時から17時（土日祝日、年末年始を除く）

	電話番号	FAX	対象学区
和邇すこやか相談所	077-594-8023	077-594-4189	小松・木戸・和邇・小野
堅田すこやか相談所	077-574-0294	077-574-1728	葛川・伊香立・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東
比叡すこやか相談所	077-578-8294	077-578-8120	雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎
中すこやか相談所	077-528-2941	077-527-3022	滋賀・山中比叡平・藤尾・長等・逢坂・中央
膳所すこやか相談所	077-522-1294	077-522-1198	平野・膳所・富士見・晴嵐
南すこやか相談所	077-534-0294	077-534-9256	石山・南郷・大石・田上
瀬田すこやか相談所	077-545-0294	077-543-4436	上田上・青山・瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北
大津市健康保険部保健所健康推進課 母性保健係 電話 077-528-2748 FAX 077-523-1110			

短期入所事業・通所事業の産後ケア事業をご利用になる際の注意

☆ご自宅での育児に向けて、助産師や看護師等の専門職から指導やアドバイス・相談を実施するサービスです。

そのため基本は母子同室です。

☆サービス利用中は、普段の生活や手技など、お母さん主体で実施していただきます。

☆利用された契約医療機関等で物品等を購入される場合は、別途実費負担となります。

また、短期入所事業・通所事業利用のための交通費も実費負担となります。

☆利用中の外出は、利用している契約医療機関等の許可が必要です。

